

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年4月13日(2017.4.13)

【公表番号】特表2016-515013(P2016-515013A)

【公表日】平成28年5月26日(2016.5.26)

【年通号数】公開・登録公報2016-032

【出願番号】特願2016-501073(P2016-501073)

【国際特許分類】

A 6 3 B 60/22 (2015.01)

A 6 3 B 102/14 (2015.01)

A 6 3 B 102/18 (2015.01)

A 6 3 B 102/24 (2015.01)

【F I】

A 6 3 B 60/22

A 6 3 B 102:14

A 6 3 B 102:18

A 6 3 B 102:24

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月8日(2017.3.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の外径を有する第1の把手部分と、

前記第1の外径と実質的に等しい第2の外径を有する第1の領域と、前記第1の外径および前記第2の外径より小さい第3の外径を有する第2の領域とを有する第2の把手部分とを具備し、前記第1の把手部分は、前記第2の把手部分の前記第2の領域を覆うように位置されており、

前記第1の把手部分と前記第2の把手部分との一方に取り付けられているか、一方と一体的であるバット胴部を具備し、前記バット胴部は、前記第1の把手部分と前記第2の把手部分との他方に対して回転可能であるボールバット。

【請求項2】

前記第1の把手部分は、前記第2の把手部分の前記第2の領域と回転可能に係合されている請求項1に記載のボールバット。

【請求項3】

前記第1の把手部分は、少なくとも1つのブッシング、軸受、または解除層を介して、前記第2の把手部分の前記第2の領域と回転可能に係合されている請求項2に記載のボールバット。

【請求項4】

前記第1の把手部分は、前記第2の把手部分の前記第1の領域から長手方向に離間されている第1の端を含み、低摩擦部材が、前記第1の把手部分の前記第1の端と前記第2の把手部分の前記第1の領域との間で、前記第2の把手部分の前記第2の領域を覆うように位置されている請求項1に記載のボールバット。

【請求項5】

前記低摩擦部材は、前記第1の外径および前記第2の外径と実質的に等しい外径を有す

る請求項 4 に記載のボールバット。

【請求項 6】

前記低摩擦部材は、低摩擦材料から作られたスリーブを備えている請求項 4 に記載のボールバット。

【請求項 7】

前記低摩擦部材は、チューブを有し、低摩擦材料が、このチューブの内側面に取り付けられているか、チューブの内側面に被覆されている、請求項 4 に記載のボールバット。

【請求項 8】

前記第 1 の把手部分において、前記低摩擦部材を覆うように位置されている可撓性把持部をさらに具備する請求項 4 に記載のボールバット。

【請求項 9】

第 1 の外径を有する第 1 の領域と、前記第 1 の外径より小さい第 2 の外径を有する第 2 の領域とを含む把手部と、

前記把手部の前記第 2 の領域を覆うように位置されている低摩擦部材と、

前記把手部に取り付けられているか、前記把手部と一体的である主本体部とを具備するスポーツ用品器具。

【請求項 10】

前記低摩擦部材は、前記第 1 の外径と実質的に等しい外径を有する請求項 9 に記載のスポーツ用品器具。

【請求項 11】

前記把手部は、前記第 1 の外径と実質的に等しい第 3 の外径を有する第 3 の領域をさらに含み、前記把手部の前記第 2 の領域は、前記把手部の前記第 1 の領域と前記第 3 の領域との間で長手方向に位置されている、請求項 9 に記載のスポーツ用品器具。

【請求項 12】

前記把手部の前記第 3 の領域に取り付けられているか、前記第 3 の領域と一体的であるノブをさらに具備する請求項 11 に記載のスポーツ用品器具。

【請求項 13】

前記低摩擦部材は、低摩擦材料から作られたスリーブを有している請求項 9 に記載のスポーツ用品器具。

【請求項 14】

前記低摩擦部材は、チューブを有し、低摩擦材料がチューブの内側面に取り付けられているか、チューブの内側面に被覆されている、請求項 9 に記載のスポーツ用品器具。

【請求項 15】

前記把手部の前記第 1 の領域、および、前記低摩擦部材を覆うように位置されている可撓性把持部をさらに具備する請求項 9 に記載のスポーツ用品器具。

【請求項 16】

前記主本体部は、バット胴部とラクロス軸部の一部との一方を有する請求項 9 に記載のスポーツ用品器具。

【請求項 17】

第 1 の外径を有する第 1 の把手部分と、

前記第 1 の外径より小さい第 2 の外径を有し、前記第 1 の把手部分を覆い、かつ第 1 の把手部分と回転可能に係合されている第 2 の把手部分と、

前記第 1 の把手部分と前記第 2 の把手部分との一方に取り付けられているか、一方と一体的である主本体部とバット胴部とを具備し、前記バット胴部は、前記第 1 の把手部分と前記第 2 の把手部分との他方に対して回転可能であるボールバット。

【請求項 18】

前記第 1 の把手部分は、少なくとも 1 つのブッシング、軸受、または解除層を介して、前記第 2 の把手部分と回転可能に係合されている請求項 17 に記載のボールバット。

【請求項 19】

前記第 1 の把手部分を覆うように位置されている第 1 の厚さを有する第 1 の把持部と、

前記第2の把手部分を覆うように位置されており、前記第1の厚さより大きい第2の厚さを有する第2の把持部とをさらに具備する請求項1\_7に記載のボールバット。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0053】

先に記載した実施形態のいずれも、単独で、または、互いと組み合わせて用いられてよく、特定の実施形態の部材は、他の実施形態の部材と置き換えられてもよい。例えば、適用可能である場合、軸受がブッシングの代わりに用いられてもよく、その逆も可能であるし、ピンが追加または省略されてもよいなどである。さらに、スポーツ用品器具は、本明細書に記載されていない追加の特徴を含んでもよい。いくつかの実施形態が示されて説明されたが、様々な変更および代用は、当然ながら、本発明の精神および範囲から逸脱することなく行われ得る。そのため、本発明は、以下の請求項およびそれらの等価物によることを除いて、限定されるべきではない。

出願当初の特許請求の範囲に記載された事項をそのまま以下に付記する。

[1] 第1の外径を有する第1の把手部分と、前記第1の外径と実質的に等しい第2の外径を有する第1の領域と、前記第1の外径および前記第2の外径より小さい第3の外径を有する第2の領域とを有し、前記第1の把手部分が、前記第2の把手部分の前記第2の領域を覆うように位置されている、第2の把手部分と、前記第1の把手部分と前記第2の把手部分との一方に取り付けられているか、一方と一体的である主本体部とを具備するスポーツ用品器具。

[2] 前記第1の把手部分は、前記第2の把手部分の前記第2の領域と回転可能に係合されている[1]に記載のスポーツ用品器具。

[3] 前記第1の把手部分は、少なくとも1つのブッシング、軸受、または解除層を介して、前記第2の把手部分の前記第2の領域と回転可能に係合されている[2]に記載のスポーツ用品器具。

[4] 前記第1の把手部分は、前記第2の把手部分の前記第1の領域から長手方向に離間されている第1の端を含み、低摩擦部材が、前記第1の把手部分の前記第1の端と前記第2の把手部分の前記第1の領域との間で、前記第2の把手部分の前記第2の領域を覆うように位置されている[1]に記載のスポーツ用品器具。

[5] 前記低摩擦部材は、前記第1の外径および前記第2の外径と実質的に等しい外径を有する[4]に記載のスポーツ用品器具。

[6] 前記低摩擦部材は、低摩擦材料から作られたスリーブを備えている[4]に記載のスポーツ用品器具。

[7] 前記低摩擦部材は、チューブを有し、低摩擦材料が、このチューブの内側面に取り付けられているか、チューブの内側面に被覆されている、[4]に記載のスポーツ用品器具。

[8] 前記第1の把手部分におよび、前記低摩擦部材を覆うように位置されている可撓性把持部をさらに具備する[4]に記載のスポーツ用品器具。

[9] 前記主本体部は、バット胴部とラクロス軸部の一部との一方を有する[1]に記載のスポーツ用品器具。

[10] 第1の外径を有する第1の領域と、前記第1の外径より小さい第2の外径を有する第2の領域とを含む把手部と、前記把手部の前記第2の領域を覆うように位置されている低摩擦部材と、前記把手部に取り付けられているか、前記把手部と一体的である主本体部とを具備するスポーツ用品器具。

[11] 前記低摩擦部材は、前記第1の外径と実質的に等しい外径を有する[10]に記載のスポーツ用品器具。

[12] 前記把手部は、前記第1の外径と実質的に等しい第3の外径を有する第3の領域

をさらに含み、前記把手部の前記第2の領域は、前記把手部の前記第1の領域と前記第3の領域との間で長手方向に位置されている、[10]に記載のスポーツ用品器具。

[13] 前記把手部の前記第3の領域に取り付けられているか、前記第3の領域と一体的であるノブをさらに具備する[12]に記載のスポーツ用品器具。

[14] 前記低摩擦部材は、低摩擦材料から作られたスリーブを有している[10]に記載のスポーツ用品器具。

[15] 前記低摩擦部材は、チューブを有し、低摩擦材料がチューブの内側面に取り付けられているか、チューブの内側面に被覆されている、[10]に記載のスポーツ用品器具。

[16] 前記把手部の前記第1の領域、および、前記低摩擦部材を覆うように位置されている可撓性把持部をさらに具備する[10]に記載のスポーツ用品器具。

[17] 前記主本体部は、バット胴部とラクロス軸部の一部との一方を有する[10]に記載のスポーツ用品器具。

[18] 第1の外径を有する第1の把手部分と、前記第1の外径より小さい第2の外径を有し、前記第1の把手部分を覆い、かつ第1の把手部分と回転可能に係合されている第2の把手部分と、前記第1の把手部分と前記第2の把手部分との一方に取り付けられているか、一方と一体的である主本体部とを具備するスポーツ用品器具。

[19] 前記第1の把手部分は、少なくとも1つのブッシング、軸受、または解除層を介して、前記第2の把手部分と回転可能に係合されている[18]に記載のスポーツ用品器具。

[20] 前記第1の把手部分を覆うように位置されている第1の厚さを有する第1の把持部と、前記第2の把手部分を覆うように位置されており、前記第1の厚さより大きい第2の厚さを有する第2の把持部とをさらに具備する[18]に記載のスポーツ用品器具。